

# 税関行政の主要施策の現状

## 第1. 税関の機構改革について

### 1. はじめに

税関は、安政6年(1859年)に「運上所」として発足し、明治4年(1872年)に大蔵省に移管されたことに伴い、翌年には運上所の名称を廃止し、「税関」と改められた。以来、第2次世界大戦下の約3年の間、運輸通信省に統合された期間があったものの、今年で120周年を迎える歴史ある大蔵省地方支分部局の一つである。

この間、我が国の国際化の進展あるいは国際物流の多様化など、税関を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、税関は、常に人、物、文化の国際交流の窓口にあって、貿易秩序の維持に重要な役割を担ってきた。この税関に課された使命を的確に遂行していくため、常に時代の趨勢を見極め社会のニーズに合った業務処理体制の改善あるいは組織の見直しを行ってきたところである。

ここでは、本年7月1日に実施した、昭和42年以来25年振りの税関の機構改革について紹介することとしたい。

### 2. 改革前の機構

戦後、税関の機構は税関長官房(後に総務部)、監視部、業務部及び鑑査部の1官房3部制で再開された。

我が国の国際経済への復帰とともに、日本経済は急速な成長を続け、これに伴い輸出入業務をはじめ税関業務量は、増加の一途を辿っていた。また、当時、税関では1件の輸出又は輸入申告を処理するに際し、業務部で通関のための手続処理、鑑査部で貨物の鑑定といったように業務処理が二部に跨がっていたこと、更に、徴税方式として賦課課税方式を採用していたことにより、その業務処理に相当の時間を要していた。

このため、税関では昭和39年に輸出入申告の処理時間の短縮を図るための「一人一貫処理体制」の試行、あるいは昭和41年の申告納税制度の導入など、類次の業務処理体制の改善を行った。これに見合う組織として、昭和42年7月に導入されたのが、総務部、監視部、輸出部及び輸入部の4部体制である。

### 3. 今回の機構改革の経緯

総務部、監視部、輸出部及び輸入部の4部体制が導入されて以来、今日まで、税関の機構は大きく変更されなかった。この間、業務量が年々増加する中で、一層の迅速通関が強く求められる一方、麻薬・覚せい剤、銃砲、知的財産権侵害物品等の水際における取締りの強化に対する内外からの要請も極めて大きくなってきた。更に、平成元年の消費税の導入等により、徴税官庁としての役割もより高まってきた。また、地域の国際化の進展に伴い、税関行政のあり方の地域経済に及ぼす影響が大きくなるにつれ、地域から強い関心が向けられるようにもなってきた。

このような税関業務の量的な拡大と質的な変化に対応するため、税関では昭和53年の航空貨物通関情報処理システム(NACCS)の成田地区での輸入システムの稼働にはじまる各種税関業務の電算化、あるいは情報の活用による貨物の重点的な審査・検査体制の構築など、「迅速」かつ「適正」な業務処理体制の確保に努めてきたところである。また、地域の貿易動向、物流の変化等を的確に把握し、地域のニーズに応じた税関行政の積極的な展開を図ることが従前にも増して必要となってきた。

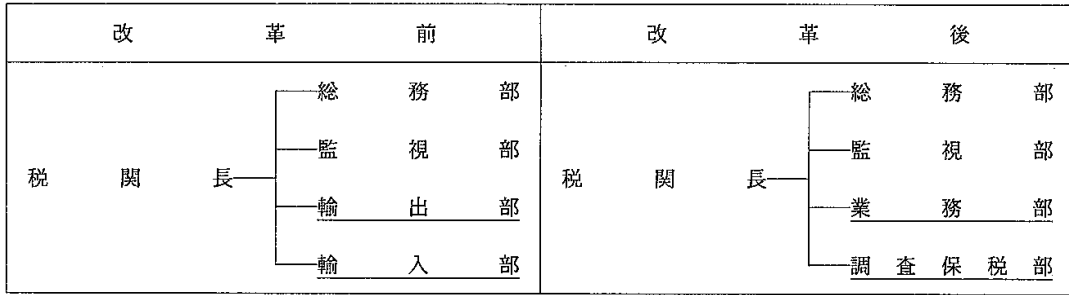
以上のような情勢を踏まえ、税関業務をより一層効果的に実施できるよう機構面においても所要の整備が必要となってきたことから、本年7月に税関の機構改革を行ったものである。

### 4. 今回の機構改革の概要

昭和42年に導入した総務部、監視部、輸出部及び輸入部の4部体制を、新たに総務部、監視部、業務部及び調査保税部の4部体制に再編成した。

(参考1) 税関機構改革の概要

○ 税関機構図



(注) 下線の部分は改革部分

○ 税関業務

改 革 前	改 革 後
総 務 部	総 務 部
総務・人事・会計・厚生 通関業監督 事務管理 相 談 広 報	総務・人事・会計・厚生 事務管理 広 報
監 視 部	監 視 部
監視取締 審 理 図書調査	監視取締 審 理
輸 出 部	業 務 部
調査統計 輸出通関 保 税	収 納 (旧 輸入部) 輸 出 通 関 (旧 輸出部) 輸 入 通 関 (旧 輸入部) 通関業監督 (旧 総務部) 図 書 調 査 (旧 監視部) 相 談 (旧 総務部)
輸 入 部	調 査 保 税 部
収 納 輸入通関 事後調査	調 査 統 計 (旧 輸出部) 事 後 調 査 (旧 輸入部) 保 税 (旧 輸出部)

イ．総務部

総合的な管理，企画，調査業務を行う部として，概ね従前の体制を踏襲した。ただし，通関業監督業務及び相談業務は業務部へ，また，地域との窓口の役割を担っている企画調整室及び統括調査官を調整室及び調査保税企画調整官と名称を変更のうえ調査保税部へ移行した。

ロ．監視部

関税犯則事件に対する取締りの強化を図る観点から，審理業務及び監視取締業務を行う部として，概ね従前の体制を踏襲した。ただし，わいせつ物品の審査を行う図書調査業務は業務部へ移行した。

## 八．業務部

通関時点における効果的な業務処理，水際での適切なチェックが必要な物品に係る審査・検査機能を高めるとともに，署所指導及び業者指導の充実を図る観点から，従前の輸出部の輸出通関業務及び輸入部の輸入通関業務を行う部として，業務部を設置した。加えて同部では，通関業務に関連の深い収納業務，通関業監督業務，相談業務，図書調査業務などを行うこととした。

### 二．調査保税部

輸入者等の人的要素に着目した通関支援の強化を図るとともに，業界の実態，地域の動向等を的確に把握し，保税地域の活用等による地域の活性化，情報の提供等，地域のニーズに応じた税関行政の積極的な展開を図る観点から，従前の輸出部の調査統計業務及び保税業務並びに輸入部の輸入許可後の貨物に対する税務調査を行う事後調査業務を行う部として，調査保税部を設置した。なお，同部では，今後，地域のニーズに応じた税関行政の積極的な展開を図っていくため，前述のとおり企画調整室及び統括調査官を調整室及び調査保税企画調整官と名称変更のうえ，同部に移し替えた。

### ホ．沖縄地区税関

沖縄地区税関では，その他の税関のように4部体制を採っていないため，今回の機構改革では基本的に変更はなく，一部名称の変更等を行うなど，所要の改正を行った。

## 5. 関税局の機構改革

関税局では，今回の税関の機構改革に併せて，従前の輸出保税課及び輸入課を新たに業務課及び調査保税課に再編成するなど，所要の改正を行った。

(参考2) 関税局機構改革の概要

改 革 前	改 革 後
関税局長 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課—事務管理室</li> <li>— 管理課—税関考査管理室</li> <li>— 企画課</li> <li>— 国際機関課</li> <li>— 国際調査課—税関調査室</li> <li>— 監視課</li> <li>— <u>輸出保税課</u></li> <li>— <u>輸入課</u></li> </ul>	関税局長 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課—事務管理室</li> <li>— 管理課—税関考査管理室</li> <li>— 企画課</li> <li>— 国際機関課</li> <li>— 国際調査課—税関調査室</li> <li>— 監視課</li> <li>— <u>業務課</u></li> <li>— <u>調査保税課</u></li> </ul>

(注) 下線の部分は改革部分

## 第2. 監視取締り体制の現状と課題

### 1. 取締り対象の概要

#### (1) 入国者数

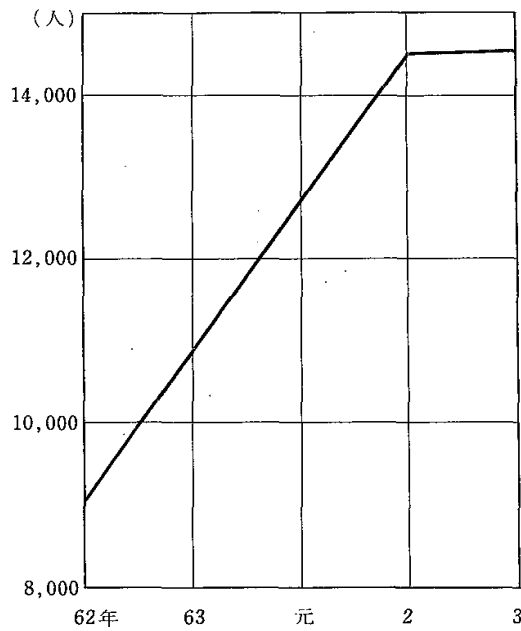
我が国の入国者の大半は航空機を利用しており，近年における海外旅行ブームを背景に，その数は増加の一途をたどっている。平成3年における入国者数は，1,454万人と記録を更新しているが，前年を僅かに上回るに止まっており(図1)，外国人については約10%増となっているものの，日本人については約3%減となっている，これは，いわゆる湾岸戦争に伴う観光などの海外旅行の自粛が影響したものである。

主要空港別にみると，成田空港が878万人(構成比約60%)，伊丹空港が252万人(構成比約17%)と，前年に

比べ若干減少しているものの、この二港で全体の約77%を占めている。

ちなみに、平成4年(1月~6月)の入国者数は前年比で21%増となっている。

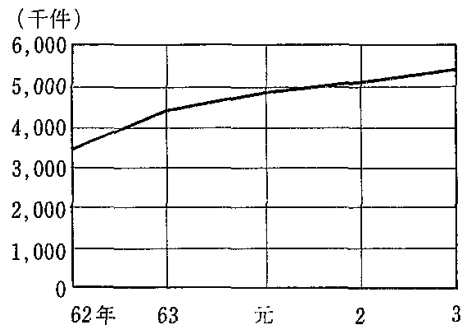
図1 入国者数の推移  
(昭和62年~平成3年)



(2) 商業貨物

一般商業貨物の輸入件数は近年着実に増加しており、輸入許可・承認件数で見ると平成3年は約543万件と前年に比べ約5%の増となっている。

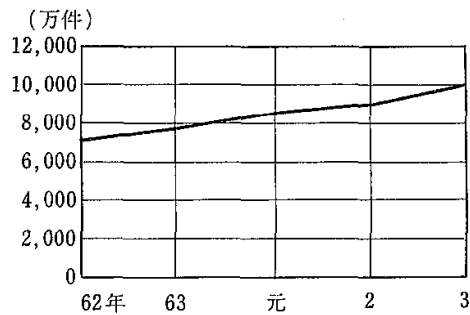
図2 輸入許可・承認件数推移



(3) 郵便物

郵便物の輸入検査呈示数も年々増加しており、平成3年は約9,960万件と前年に比べ約10%の増となっている。

図3 郵便物の輸入検査呈示数推移

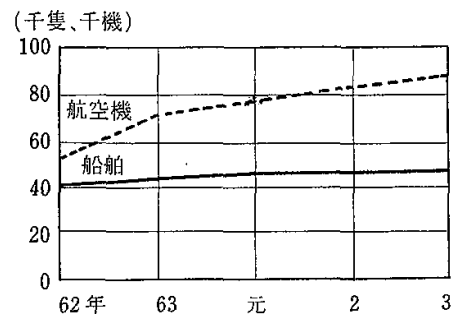


(4) 船舶・航空機

外国貿易船(機)の入港隻(機)数も近年は着実に増加しており、平成3年の入港隻(機)数は、外国貿易船が

約4万8千隻、外国貿易機が約8万8千機とそれぞれ前年に比べ約5%及び約6%の増となっている。

図4 外国貿易船（機）の入港隻（機）数推移



## 2. 密輸取締りの概要

### (1) 情報収集・分析・管理の強化

#### 情報収集の強化

物及び人の流れが増加する一方、税関の人員は限られているが、このような状況の中で効果的な密輸の取締りを実施するためには、情報に基づいた重点的な取締りが不可欠となっている。このため、税関では、専担部門を設置し国内関係取締機関等からの情報収集の強化を図るとともに、海外の税関等との国際情報交換及び CCC（関税協力理事会）等国際会議への積極的な参加を行っている。

#### コンピューターシステムの活用

税関では、昭和61年3月に、密輸に関する各種情報を電算機により集中的に管理し、情報を的確・迅速に利用することにより、取締りの効率化・合理化を図ることを目的とした税関情報管理システム（監視 CIMAS）を導入した。

また、平成3年10月には、東京税関、横浜税関の海上貨物通関システム対象官署及び成田税関支署、東京航空貨物出張所、伊丹税関支署を対象として、輸入通関実績や検査実績等を蓄積し、輸入者毎に整理・保管するデータベースである通関情報総合判定システム（CIS）を導入した。当該システムは、今後、平成5年1月に神戸税関、大阪税関及び名古屋税関の海上貨物システム官署に拡大する予定となっている。

これらシステムの活用を通じ、情報の分析・加工、管理の体制を整備・強化していくことにより、水際における重点的かつ効果的な取締りに努めている。

### (2) 関係取締機関との連携の強化

税関では、検察庁、警察、麻薬取締官事務所、海上保安本部等との情報交換の場として、密輸出入取締対策地区協議会等を開催するとともに、覚せい剤・麻薬・けん銃等社会悪事犯等の取締りに当たっては、これら関係取締機関と協力体制の下、共同調査等を実施している。

特にけん銃取締りに関しては、平成4年7月20日、内閣官房内政審議室長を議長とする「けん銃取締り対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同月30日に「けん銃取締りについて緊急に実施すべき対策」を決定するとともに、地方機関の連絡協議会を設置するなど、関係省庁の連携を一層緊密にし、摘発強化に努めているところである。

### (3) 民間団体との協力

大蔵省・税関においては、密輸取締りに関する民間からの協力確保のため、「白い粉キャンペーン」等の広報活動を積極的に実施するとともに、関係業界との会議の機会等を利用して不審情報等の提供等の協力を要請してきたところである。

また、平成3年7月のロンドン・サミット経済宣言による要請を受け、大蔵省関税局は平成4年6月に4つの国際貿易・輸送業界団体（（社）日本船主協会、定期航空協会、（社）航空貨物運送協会、日本通関業連合会）と麻薬密輸防止のための協力強化を目的とした覚書を締結した。

### (4) 麻薬探知犬による取締り

不正薬物の取締りには、人間の数万倍の嗅覚を有する犬を利用することが非常に効果的である。このため税関では、主要空港に麻薬探知犬を配備し、ヘロイン、大麻等の摘発に数多くの成果を挙げている。麻薬探知犬について

は、取締りの効率性、効果性に鑑み、その充実を図るため、昭和 62 年に麻薬探知犬訓練センターを開設し、増配備に努めている。

(5) 取締機器による取締り

税関では、主要部署所に移動式 線車、線検査装置、金属探知機等の取締機器を配備し、効果的、効率的な取締り・検査に努めている。

(6) 広報活動の実施

税関では、けん銃、不正薬物等のいわゆる社会悪物品の水際取締りを監視分野の最重要課題に位置づけ「許しません、白い粉・通しません、黒い武器」をキャッチフレーズとする広報活動を実施している。広報活動に当たっては、税関の諸施策について、広く一般国民及び関係業界等の理解を得ることに努めるとともに、税関名誉署長等を通じ、情報収集についての協力を得るよう努めている。

3. 最近の密輸入動向（社会悪事犯）

(1) 我が国における主な乱用薬物の歴史

我が国における薬物乱用の歴史は比較的新しく、第二次世界大戦後の昭和 20 年頃に始まり、今日までに 3 回の大きな乱用期がみられる。（表 1、図 5 参照）

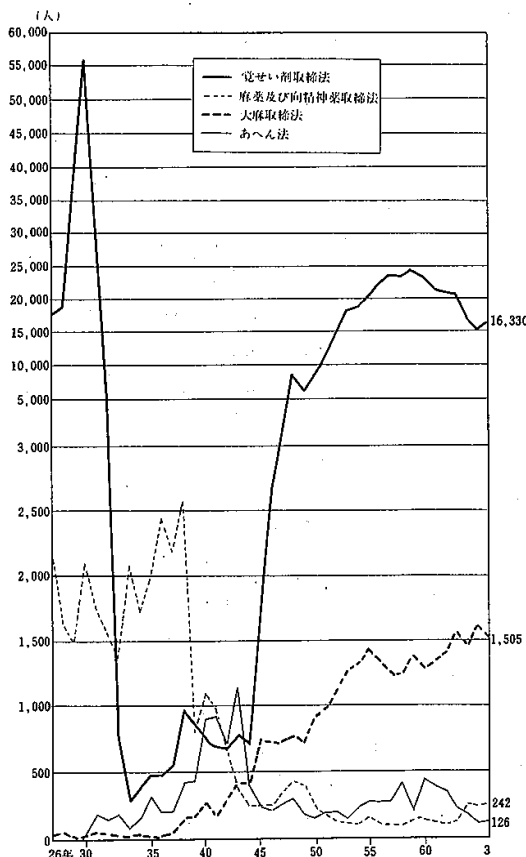
1 回目は、昭和 20 年頃から 32 年頃までの覚せい剤（ヒロポン）の乱用である。

2 回目は、昭和 32 年頃から 38 年頃までのヘロインの乱用である。

そして 3 回目は、昭和 45 年頃から再び増加し始め今日に至る第 2 次覚せい剤の乱用である。

なお、大麻については、覚せい剤ほど乱用されている状況にはないが、昭和 45 年頃から乱用が増加している。

図 5 麻薬・覚せい剤取締法等検挙人数（全国）



(2) 覚せい剤刑事犯（表 2 - 1 参照）

税関における平成 3 年の覚せい剤押収量は、67.0kg で、前年に比べ約半分に減少している。平成 3 年における主な摘発事例としては、

2 月、情報に基づき、航空機乗組員の厳重検査を実施した結果、台湾から入国した外国人航空乗組員の身辺

内である背中部分及び携帯品であるポストンバッグ外側サイドポケットの中に覚せい剤 3.0kg を隠匿し、密輸入しようとした事件

7 月、情報に基づき、空港から入国した情報該当者の尾行等を実施した結果、中国から入港した船舶から覚せい剤 40.5kg を船卸しし、密輸入しようとした事件 11 月、台湾からの商業貨物である掛け軸の軸芯内部に覚せい剤 6.4kg を隠匿し、密輸入しようとした事件

などがある。

過去 5 年間の押収量からみると、仕出地は、台湾、韓国から密輸入されるものが大半（90.3%）を占め、特に台湾からのものが 81.3% を占めているが、平成 3 年においては、昭和 62 年から平成 2 年までの間、摘発実績のなかった中国からの大口密輸事犯（40.5kg）を摘発している。

密輸手口は、商業貨物内への隠匿、近隣諸国であることを利用した洋上取引によるものが大半（85.7%）を占め、特に商業貨物内への隠匿が 50.3% を占めているが、平成 3 年においては、洋上取引による摘発実績はなく、商業貨物内への隠匿も大幅に減少した反面、従来からの形態である航空旅客等の携帯品内又は身辺に隠匿するものが大半（90.4%）を占めている。

### (3) 大麻事犯（表 2 - 2 参照）

税関における平成 3 年の大麻押収量は、130.1 kg であり、前年に比べ約 1.5 倍に増加しているが、昭和 63 年には、ジャマイカを仕出地とする 243.8 他の大口事犯を摘発したため、過去最高の 397.9 他の押収量となっている。平成 3 年における主な摘発事例としては、

4 月、タイから入国した外国人団体航空旅客 5 名の携帯品である免税売店ビニール袋内のチョコレート箱の中に大麻草 22.6kg を隠匿して密輸入しようとした事件

10 月、フィリピンからの国際郵便小包内の貝細工の置物 3 個の中に大麻樹脂 1.2kg を隠匿し、密輸入しようとした事件

11 月、情報に基づき、タイ籍船舶の張込みを実施した結果、スピーカー 2 個の中に大麻草 14.0kg を隠匿し、密輸入しようとした事件

などがある。

過去 5 年間の押収量からみると、仕出地は、昭和 63 年を除いて、フィリピン、タイから密輸入されるものが大半（66.3%）を占めているが、平成 3 年においては、フィリピン、タイからのもの他、昭和 62 年から平成 2 年の間、グラム単位の摘発実績であった中国からのキログラム単位の密輸事犯を摘発している。

密輸手口は、商業貨物内への隠匿及び航空旅客等の携帯品内又は身辺に隠匿するものが大半（93.9%）を占め、特に商業貨物内への隠匿が 53.0% を占めているが、平成 3 年においては、昭和 63 年、平成元年と 7 割以上を占めていた商業貨物内への隠匿が平成 2 年より減少し、航空旅客等の携帯品内又は身辺に隠匿するものが急増し、大半（97.1%）を占めている。

### (4) ヘロイン事犯（表 2 - 3 参照）

税関における平成 3 年のヘロイン押収量は、5.7kg であり、前年に比べ約 3 分の 2 に減少している。平成 3 年における主な摘発事例としては、

3 月、情報に基づき、シンガポールから日本経由米国に向かう外国人空港旅客に対する張込みを実施した結果、身辺内である腹部等にヘロイン 1.3kg を隠匿し、密輸入しようとした事件

4 月、タイから入国した外国人航空旅客の身辺内である着用左右運動靴の中敷の下にヘロイン 0.4kg を隠匿し、密輸入しようとした事件

6 月、タイから入国した日本人航空旅客 2 名の携帯品であるキャリーバッグ内の二重底部分にヘロイン 3.9kg を隠匿し、密輸入しようとした事件

などがある。

過去 5 年間の押収量からみると、仕出地は、タイから密輸入されるものが最も多く（65.0%）、パキスタン、香港からのものを加えると、この 3 カ国で大半（91.7%）を占めているが、平成 3 年においては、昭和 62 年以降平成 2 年までの間、摘発実績のなかったシンガポールからの大口密輸事犯（1.3kg）を摘発している。

密輸手口は、航空旅客等の携帯品内又は身辺に隠匿するものが大半（93.3%）を占め、特に平成 3 年は、99.8% を占めているが、この手口によるものは、その後の調査により、従来からの形態である海外から我が国を中継地と

して利用しようとしていたものの他、我が国自体に密輸入しようとしていたものであることが判明しており、我が国における乱用の拡大が懸念されている。

#### (5) コカイン事犯（表2-4参照）

コカインについては、我が国において、覚せい剤、大麻ほど乱用されている状況にはないが、コカインの世界最大消費国である米国において薬物の取締りが強化された関係上、コロンビアの国際麻薬組織が日本・西欧等に新たな密売市場を求めており、また、その薬理作用が覚せい剤と類似していること等から、我が国における乱用の拡大が懸念されている。

税関における平成3年のコカイン押収量は、11.1kgであり、前年に比べ約4分の1に減少しているが、昭和62年の24倍の高水準である。平成3年における主な摘発事例としては、

4月、ボリヴィアから入国した外国人航空旅客の携帯品であるスーツケース内の二重底部分にコカイン5.0kgを隠匿し、密輸入しようとした事件

11月、コロンビアから入国した外国人航空旅客の携帯品であるアタッシュ・ケース内の二重底部分にコカイン1.5kgを隠匿し、密輸入しようとした事件

などがある。

過去5年間の押収量からみると、仕出地は、コロンビアから密輸入されるものが最も多く(71.6%)、ボリヴィア、エクアドルからのものを加えると、これら中南米3カ国で大半(98.0%)を占めているが、平成3年においては、この3カ国中でもボリヴィアからのものが約半数(45.1%)を占めている。

密輸手口は、航空旅客等の携帯品内又は身辺に隠匿するものが大半(98.0%)を占めており、平成3年においては、この手口によるものが99.7%を占めている。

#### (6) あへん事犯（表2-5参照）

あへんについては、平成3年にイラン人の我が国への入国が急増したことに伴い、その密輸量が急増しており、我が国における乱用の急増が懸念されている。

税関における平成3年のあへん押収量は、10.4kgであり、前年に比べ約1万倍(ほぼ全増)に増加している。平成3年における主な摘発事例としては、

8月、イランから入国した外国人航空旅客3名の携帯品であるボストンバッグ内の運動靴の中等にあへん0.8kgを隠匿し、密輸入しようとした事件

11月、イランから入国した外国人航空乗組員の携帯品であるキャリーバッグ内の二重底部分にあへん3.3kgを隠匿し、密輸入しようとした事件

11月、イランから入国した外国人航空旅客の携帯品であるアタッシュ・ケース内のボディ・ローション等容器の中にあへん1.8kgを隠匿し、密輸入しようとした事件

などがある。

過去5年間の押収量からみると、昭和62年以降平成2年の間、グラム単位の極小口密輸事犯の摘発しかなかったが、平成3年には急増し、仕出地は、イラン、インドから密輸入されるものが大半(56.3%)を占めており、平成3年においても、この2カ国で56.3%を占めている。

密輸手口は、航空旅客等の携帯品内又は身辺に隠匿するものが全量を占めており、平成3年においても、この手口によるものが全量を占めている。

#### (7) 銃砲事犯（表2-6参照）

税関における平成3年の銃砲押収量は、70丁であり、前年に比べ約2倍に増加している。平成3年における主な摘発事例としては、

1月、フィリピンから入国した日本人航空旅客の身辺内である腹部、大腿部等にけん銃9丁、実包183発を隠匿し、密輸入しようとした事件

1月、フィリピンからのコンテナ入り商業貨物である籐製椅子等とともに収納されたカートンボックス内にけん銃等30丁、手榴弾1個、実包1,773発を隠匿し、密輸入しようとした事件

8月、フィリピンからのコンテナ入り商業貨物であるテーブルランプとともに収納された木製テーブルの天板部分にけん銃10丁、実包500発を隠匿し、密輸入しようとした事件

などがある。

過去5年間の押収量からみると、仕出地は、フィリピンから密輸入されるものが最も多く(48.2%)、アメリカ、タイからのものを加えると3カ国で大半(84.1%)を占めているが、平成3年においては、アメリカ、タイからの押収丁数が一桁台であるのに対し、フィリピンからのものが急増し、72.9%を占めている。

密輸手口は、航空旅客等の携帯品内又は身辺に隠匿するもの及び商業貨物内へ隠匿するものが大半(74.6%)を占めているが、平成3年においては、商業貨物内への隠匿が最も多く(62.9%)、従って大口事犯を摘発している。

#### 4. 最近の密輸入動向(社会悪事犯以外)(表3-1参照)

税関における平成3年の社会悪事犯以外で関税法違反として告発又は通告処分を行った事件数(処分件数)は、801件で、その中の主なものは以下のとおりである。

##### (1) 関税等ほ脱事犯(表3-2参照)

関税及び内国消費税のほ脱事件に係る平成3年における処分件数は297件、ほ脱額は5億1千万円であり、主な処分事例としては、

2月、台湾から冷凍豚部分肉2,509トンを入力するに際し、インボイス価格を偽って税関に輸入申告し、関税4億3千万円を脱税した事件

8月、中国から水煮の筍缶詰1,618トンを入力するに際し、インボイス価格を偽って税関に輸入申告し、関税682万円及び内国消費税133万円を脱税した事件

11月、韓国から人参茶15.8トンを入力するに際し、インボイス価格を偽って税関に輸入申告し、関税857万円及び内国消費税240万円を脱税した事件

などがある。

##### (2) 知的財産権侵害物品の不正輸入事犯(表3-3参照)

関税定率法に基づき、輸入禁制品とされている知的財産権侵害物品の不正輸入事件に係る平成3年における処分件数は62件であり、主な処分事例としては、

6月、韓国からの通常郵便物内に偽ブランドのバッグ類、財布等1,435点を隠匿し、密輸入しようとした事件

10月、韓国からの商業貨物である衣類とともに偽ブランドのバッグ類等20点を混入隠匿し、密輸入しようとした事件

12月、韓国から入港した韓国籍船舶の外国人乗組員の居室内に偽ブランドのバッグ類等180点を隠匿し、密輸入しようとした事件

などがある。

その他の処分した知的財産権侵害物品としては、衣類、イヤリング等身辺細貨類、時計類、ベルト類等がある。

##### (3) ワシントン条約適用物品の不正輸入事犯(表3-3参照)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(略称「ワシントン条約」)で規制され、通商産業大臣の輸入承認を必要とする同条約適用対象動植物の不正輸入事件に係る平成3年における処分件数は15件であり、主な処分事例としては、

1月、香港からの商業貨物内に細工して象牙製印材10,522本、象牙製人形等458点を隠匿し、密輸入しようとした事件

4月、フィリピンから入港したフィリピン籍船舶の甲板部等に象牙62本を隠匿し、密輸入しようとした事件

12月、タイからの郵便物内に象牙の装飾品4点を隠匿し、密輸入しようとした事件

などがある。

その他の処分したワシントン条約適用物品としては、猿の剥製、グリーン・アロワナ、ベッコウ、オオフウチョウ等がある。

##### (4) ココム規制物品の不正輸出事犯(表3-3参照)

通商産業大臣の輸出許可等を必要とする貨物であるココム規制物品の不正輸出事件に係る平成3年における処分件数は1件であり、その摘発事例については、

9月、ココム規制物品であるミサイル(サイドワインダー)に装着するローレロン1,367点を不正にシンガ

ポール経由イラン向けに輸出した事件がある。

5. 密輸取締りの今後の課題～麻薬新条約批准に伴う対応

1988年12月に国連で採択された麻薬新条約（麻薬及び向精神薬の不正取引に関する国際連合条約）批准のための麻薬二法が平成3年10月2日成立し、同月5日公布された。

麻薬二法の内容としては、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律において、

麻薬原料物質の規制

国外犯処罰規定の新設

が盛り込まれ、また、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（略称「麻薬新条約特例法」）において、

コントロールド・デリバリーの実施

マネー・ロンダリング罪等の処罰

薬物犯罪により得た財産の没収

が規定された。

麻薬新条約特例法に規定するコントロールド・デリバリーについては、規制薬物の不正取引等の背後組織を突き止めるため、取締機関が情を知りながら、かつ、その監視下において規制薬物が自国の領域を通過し又は入ることを許容する捜査技法であるが、年々悪質、巧妙化のうえ、組織的な密輸犯罪に対処するため、関係取締機関と連携を保ちつつ、本技法を有効的に活用していくこととしている。

（関税局監視課）

表1 日本の薬物乱用の歴史とその社会的背景

区分	20年～32年	32年～38年	38年～	45年～	現在
主な乱用薬物	覚せい剤	ヘロイン	睡眠薬 鎮静剤	覚せい剤 大麻	覚せい剤 大麻 〔コカイン、ヘロイン〕
主な乱用者層	青少年	青少年	青少年	青壮年	青少年・青壮年
主な対策	覚せい剤取締法	麻薬取締法改正	要指示薬の強化	大麻取締法の改正 覚せい剤取締法の改正	麻薬新条約二法の制定
社会的背景	敗戦・退廃・虚無	再建・復興	昭和元祿・造反・公害・石油ショック・不況・円高		経済大国日本

表2 主な社会悪物品の仕出地別・手口別密輸押収量の動向（過去5年間）

1. 覚せい剤

(1) 仕出地別

(単位：g, %)

仕出地	年	昭和62年	構成比	昭和63年	構成比	平成元年	構成比	平成2年	構成比	平成3年	構成比	計	構成比
台湾		487,304	97.8	182,679	68.7	4	44.4	106,189	68.0	26,450	39.5	802,626	81.3
韓国		9,236	1.8	79,585	29.9	-	-	0	0.0	-	-	88,821	9.0
中国		-	-	-	-	-	-	-	-	40,540	60.5	40,540	4.1
香港		1,842	0.4	3,579	1.4	-	-	-	-	-	-	5,421	0.5
フィリピン		1	0.0	1	0.0	5	55.6	136	0.0	19	0.0	162	0.0
その他		7	0.0	1	0.0	-	-	50,000	32.0	0	0.0	50,008	5.1
計		498,390	100	265,845	100	9	100	156,325	100	67,009	100	987,578	100

(2) 手口別

(単位：g, %)

手口	年	昭和62年	構成比	昭和63年	構成比	平成元年	構成比	平成2年	構成比	平成3年	構成比	計	構成比
携帯等		39,009	7.8	5,581	2.1	7	77.8	15,835	10.1	60,604	90.4	121,036	12.3
商業貨物		215,450	43.2	154,992	58.3	2	22.2	120,349	77.0	6,399	9.6	497,192	50.3
洋上取引		243,931	49.0	105,272	39.6	-	-	-	-	-	-	349,203	35.4
国際郵便		-	-	-	-	-	-	20,141	12.9	6	0.0	20,147	2.0
合計		498,390	100	265,845	100	9	100	156,325	100	67,009	100	987,578	100

2. 大麻

(1) 仕出地別

(単位：g, %)

仕出地	年	昭和62年	構成比	昭和63年	構成比	平成元年	構成比	平成2年	構成比	平成3年	構成比	計	構成比
フィリピン		143,676	86.1	68,653	17.3	84,726	51.5	34,525	40.5	21,700	16.7	353,280	37.4
タイ		16,021	9.6	60,205	15.1	79,122	48.0	39,091	45.9	78,588	60.4	273,027	28.9
インド		4,088	2.4	935	0.2	88	0.0	1,399	1.6	2,928	2.3	9,438	1.0
中国		1	0.0	2	0.0	68	0.0	0	0.0	8,374	6.4	8,445	0.9
アメリカ		857	0.5	6,543	1.7	417	0.3	315	0.4	162	0.1	8,294	0.9
その他		2,273	1.4	261,520	65.7	236	0.2	9,890	11.6	18,301	14.1	292,220	30.9
計		166,916	100	397,858	100	164,657	100	85,220	100	130,053	100	944,704	100

(2) 手口別

(単位：g, %)

手口	年	昭和62年	構成比	昭和63年	構成比	平成元年	構成比	平成2年	構成比	平成3年	構成比	計	構成比
携帯等		82,250	49.3	109,061	27.4	37,811	23.0	31,133	36.5	126,278	97.1	386,533	40.9
商業貨物		81,810	49.0	279,701	70.3	116,882	71.0	21,642	25.4	780	0.6	500,815	53.0
別送品		52	0.0	6,145	1.6	18	0.0	681	0.8	4	0.0	6,900	0.7
国際郵便		2,804	1.7	2,951	0.7	9,946	6.0	31,764	37.3	2,991	2.3	50,456	5.4
合計		166,916	100	397,858	100	164,657	100	85,220	100	130,053	100	944,704	100

### 3. ヘロイン

#### (1) 仕出地別

(単位：g, %)

仕出地	年		昭和62年		昭和63年		平成元年		平成2年		平成3年		計	構成比
	昭和62年	構成比	昭和63年	構成比	平成元年	構成比	平成2年	構成比	平成3年	構成比				
タイ	39	1.0	6,053	32.9	20,810	83.4	8,782	99.3	4,433	77.5	40,117	65.0		
パキスタン	253	6.6	7,971	43.4	1	0.0	59	0.7	-	-	8,284	13.4		
香港	-	-	4,090	22.3	4,143	16.6	-	-	-	-	8,233	13.3		
シンガポール	-	-	-	-	-	-	-	-	1,277	22.3	1,277	2.1		
フランス	1,096	28.7	-	-	-	-	-	-	3	0.1	1,099	1.8		
その他	2,434	63.7	251	1.4	0	0.0	-	-	5	0.1	2,690	4.4		
計	3,822	100	18,365	100	24,954	100	8,841	100	5,718	100	61,700	100		

#### (2) 手口別

(単位：g, %)

手口	年		昭和62年		昭和63年		平成元年		平成2年		平成3年		計	構成比
	昭和62年	構成比	昭和63年	構成比	平成元年	構成比	平成2年	構成比	平成3年	構成比				
携帯等	39	1.0	18,113	98.6	24,954	100	8,776	99.3	5,709	99.8	57,591	93.3		
商業貨物	-	-	-	-	-	-	-	-	3	0.1	3	0.0		
国際郵便	3,783	99.0	252	1.4	-	-	65	0.7	6	0.1	4,106	6.7		
合計	3,822	100	18,365	100	24,954	100	8,841	100	5,718	100	61,700	100		

### 4. コカイン

#### (1) 仕出地別

(単位：g, %)

仕出地	年		昭和62年		昭和63年		平成元年		平成2年		平成3年		計	構成比
	昭和62年	構成比	昭和63年	構成比	平成元年	構成比	平成2年	構成比	平成3年	構成比				
コロンビア	-	-	3	1.8	12,080	89.8	34,554	82.2	1,498	13.5	48,135	71.6		
ボリヴィア	-	-	-	-	1,258	9.3	7,210	17.1	5,021	45.1	13,489	20		
エクアドル	-	-	-	-	-	-	-	-	4,275	38.4	4,275	6.4		
アメリカ	195	42.9	127	75.6	121	0.9	121	0.3	337	3	901	1.3		
ブラジル	256	56.4	-	-	-	-	-	-	-	-	256	0.4		
その他	3	0.7	38	22.6	0	0	176	0.4	-	-	217	0.3		
計	454	100	168	100	13,459	100	42,061	100	11,131	100	67,273	100		

#### (2) 手口別

(単位：g, %)

手口	年		昭和62年		昭和63年		平成元年		平成2年		平成3年		計	構成比
	昭和62年	構成比	昭和63年	構成比	平成元年	構成比	平成2年	構成比	平成3年	構成比				
携帯等	438	96.5	127	75.6	13,404	99.6	40,894	97.2	11,101	99.7	65,964	98.0		
商業貨物	-	-	-	-	13	0.1	30	0.1	-	-	43	0.1		
別送品	-	-	-	-	-	-	1,136	2.7	-	-	1,136	1.7		
国際郵便	16	3.5	41	24.4	42	0.3	1	0.0	30	0.3	130	0.2		
合計	454	100	168	100	13,459	100	42,061	100	11,131	100	67,273	100		

5. あへん

(1) 仕出地別

(単位：g, %)

仕出地	昭和62年		昭和63年		平成元年		平成2年		平成3年		計	構成比
	年	構成比	年	構成比	年	構成比	年	構成比	年	構成比		
イ ラ ン	-	-	-	-	-	-	-	-	4,049	39.0	4,049	38.9
イ ン ド	17	100	-	-	-	-	1	100	1,798	17.3	1,816	17.4
シンガポール	-	-	-	-	-	-	-	-	938	9.1	938	9.0
そ の 他	-	-	27	100	-	-	-	-	3,587	34.6	3,614	34.7
計	17	100	27	100	-	-	1	100	10,372	100	10,417	100

(2) 手口別

(単位：g, %)

手口	昭和62年		昭和63年		平成元年		平成2年		平成3年		計	構成比
	年	構成比	年	構成比	年	構成比	年	構成比	年	構成比		
携 帯 等	17	100	27	100	-	-	1	100	10,372	100	10,417	100
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	17	100	27	100	-	-	1	100	10,372	100	10,417	100

6. 銃 砲

(1) 仕出地別

(単位：丁, %)

仕出地	昭和62年		昭和63年		平成元年		平成2年		平成3年		計	構成比
	年	構成比	年	構成比	年	構成比	年	構成比	年	構成比		
フィリピン	111	61.0	64	32.0	61	52.1	2	6.7	51	72.9	289	48.2
ア メ リ カ	31	17.0	72	36.0	9	7.7	16	53.3	8	11.4	136	22.7
タ イ	2	1.1	34	17.0	42	35.9	-	-	1	1.4	79	13.2
ブ ラ ジ ル	28	15.4	22	11.0	-	-	1	3.3	1	1.4	52	8.7
そ の 他	10	5.5	8	4.0	5	4.3	11	36.7	9	12.9	43	7.2
計	182	100	200	100	117	100	30	100	70	100	599	100

(2) 手口別

(単位：丁, %)

手口	昭和62年		昭和63年		平成元年		平成2年		平成3年		計	構成比
	年	構成比	年	構成比	年	構成比	年	構成比	年	構成比		
携 帯 等	154	84.6	71	35.5	33	28.2	12	40.0	21	30.0	291	48.6
商 業 貨 物	15	8.2	91	45.5	5	4.3	1	3.3	44	62.9	156	26.0
別 送 品	10	5.5	4	2.0	57	48.7	12	40.0	3	4.3	86	14.4
国 際 郵 便	3	1.7	34	17.0	22	18.8	5	16.7	2	2.8	66	11.0
合 計	182	100	200	100	117	100	30	100	70	100	599	100

- (注) 1. 数字は摘発ベースのものであり、税関が摘発した密輸入事犯にかかる押収量のほか、警察等他機関が摘発した事犯で税関が当該事犯の調査に関与したのものにかかる押収量を含む。  
 2. 覚せい剤は、覚せい剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。  
 3. 覚せい剤の平成2年その他50,000gは、スイス仕出の覚せい剤原料である。  
 4. 大麻は、乾燥大麻及び大麻樹脂の合計数量を示す。  
 5. 大麻のその他には、昭和63年ジャマイカ仕出の243,780g、平成3年仕出地不明の9,585gを含む。  
 6. ヘロインの昭和62年その他2,434gは、仕出地不明のもの。  
 7. あへんの平成3年その他には、仕出地不明の2,550gを含む。

表3

## 1. 関税法違反処分件数（過去5年間）

（単位：件，％）

事 犯 別		年		昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	比(%)	
		昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年				
密 輸 犯	禁制品輸入	わ い せ つ 物 品		240	243	286	287	283	1.4	
		商 標 権 侵 害 物 品 等		6	17	33	38	60	57.9	
		計		246	260	319	325	343	5.5	
	関 税 ほ 脱		391	325	286	297	297	0.0		
	無 許 可 輸 出		54	73	63	30	50	66.7		
	無許可輸入	内国税ほ脱を伴うもの		487	520	143	12	5	58.3	
		そ の 他 の も の		7	13	17	17	41	141.2	
計			494	533	160	29	46	58.6		
ぞ う 物 犯		6	3	1	0	0	0.0			
特 例 法 犯		45	47	45	48	46	4.2			
秩 序 犯	虚偽申告	輸 出 申 告 に 係 る も の		26	21	13	12	8	33.3	
		輸 入 申 告 に 係 る も の	内国税ほ脱を伴うもの		7	8	15	1	0	全滅
			そ の 他 の も の		6	2	3	8	5	37.5
		計		13	10	18	9	5	44.4	
	計		39	31	31	21	13	38.1		
そ の 他 の 秩 序 犯		3	3	4	3	6	100			
合 計		1,278	1,275	909	753	801	6.4			

（注）1. 処分件数とは、当該年に関税法等違反で告発又は通告処分を行った事件数である。

2. 平成3年欄の比(%)は、対前年伸率を示す。

3. 本表には警察等との共同調査に係る分を含む。

4. 本表には社会悪物品（覚せい剤、大麻、麻薬及び鉄砲等）の密輸入事犯を含まない。

5. ぞう物犯とは、密輸貨物について密輸品であることを知りながら、運搬又は譲受等を行う行為をいう。

6. 特例法犯とは、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」違反（この特例の適用を受けて免税により持ち込んだ物品を、許可なく本邦の居住者に譲渡し、又は本邦の居住者が譲受ける行為）をいう。

7. その他の秩序犯とは、貨物の輸出入申告以外の税関手続きについての違反行為（保税倉庫等を管理するものについての記帳義務違反等）をいう。

## 2. 関税等ほ脱額状況

（単位：百万円，％）

区分	年		昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	対前年比(%)
	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年			
法 人	120	96	461	287	470	63.8		
旅 客	157	174	40	25	15	40.0		
そ の 他	38	140	74	5	26	420.0		
合 計	315	410	575	317	511	61.2		

（注）1. 数字は、処分ベースのものであり、当該年に関税法違反で告発又は通告を行った事件にかかる関税及び内国消費税の合計ほ脱額である。

2. 本表には警察等との共同調査に係る分を含む。

3. その他とは、個人輸入、乗組員、別送品、特例法等によるもの。

## 3. 特定品目に係る関税法違反処分件数

（単位：件，％）

事 犯 別	年		昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	比(%)
	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年			
知的財産権侵害物品不正輸入	6	16	33	34	62	82.4		
ワシントン条約適用物品不正輸入	2	4	9	35	15	57.1		
ココム規制物品不正輸出	4	2	5	-	1	全増		

（注）1. 処分件数とは、当該年に関税法違反で告発又は通告処分を行った事件数である。

2. 平成3年欄の比(%)は、対前年伸率を示す。

3. 本表には警察等との共同調査に係る分を含む。

### 第3．通関手続の現状と課題

#### 1. 総論

(1) 近年の通関行政を取りまく環境の変化についてみると、輸出入申告件数及び輸出入貿易額は、表1、2のとおり年々増大の一途をたどっており、今後も着実な事務量の増大が予想される。

また、取引形態の複雑化・取引貨物の多様化に加えて、コンテナリゼーションを中心とした輸送形態の変革の一層の進展、航空輸送貨物の増大等が見られ、簡易・迅速な通関が従来にも増して一層求められている。

(2) このような環境の変化の中であって、簡易・迅速な通関の実現という点については、我が国は、従来から十分配慮してきたところであり、昭和41年の申告納税制度の導入、53年の輸入航空貨物通関手続の電算化等の制度改革、あるいは、一人一貫通関処理体制の拡大等通関事務処理体制の改善を着実にやってきた。

更に、56年頃より生じた対日貿易不均衡の拡大を背景とした欧米諸国の我が国に対する市場開放要求に対処するため、政府は、累次に亘る対外経済対策を決定してきたが、その中で税関手続についても、一連の改善措置を実施してきており、57年4月から事後審査制の導入、包括審査制の新設、添付書類の簡素・合理化等5項目の改善措置を実施したのをはじめ、引き続き、関税分類についての事前教示制度の充実、相談・苦情処置体制の強化、コンテナ貨物の検査の重点化・充実化、搬入前予備審査制の導入等の措置を採ってきている。また、食品衛生法、薬事法等他法令手続についても57年以降、税関限りで処理される範囲の拡大に努めてきている。平成元年4月には消費税の導入に伴い、関税及び消費税の納期限の延長制度、関税の課税価格の合計額が1万円以下の少額貨物（一部の物品を除く）を対象とした免税制度を導入した。

表1 輸出入許可件数の推移

(単位：万件)

区 分	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年
輸 出	608	651	685	749	763
海 上	331	343	351	373	372
航 空	277	308	334	376	391
輸 入	369	437	487	510	543
海 上	168	192	203	200	210
航 空	201	245	284	310	333
合 計	977	1,088	1,172	1,259	1,306
海 上	499	535	554	573	582
航 空	478	553	618	686	724

(注) 輸入の件数は、輸入許可、移入承認、倉入承認、輸入許可前引取承認の合計件数である。

表2 輸出入貿易額の推移(ドルベース)

(単位：百万ドル)

区 分	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年
輸 出	229,221	264,917	275,175	286,948	314,525
海 上	200,488	226,356	233,046	240,582	262,608
航 空	28,733	38,561	42,129	46,366	51,917
輸 入	149,515	187,354	210,847	234,799	236,737
海 上	120,036	147,719	165,309	181,190	185,687
航 空	29,479	39,635	45,538	53,609	51,050
合 計	378,736	452,271	486,022	521,747	551,262
海 上	320,524	374,075	398,355	421,772	448,295
航 空	58,212	78,196	87,667	99,975	102,967

この結果、今日では、税関手続きに要する平均時間（輸入申告から輸入許可までの平均時間）は、電算化により短縮化が図られており、海上貨物は0.8日（約20時間）、航空貨物は0.1日（約2時間）で処理されている。

(3) しかし、平成元年9月に開催された日米構造問題協議において、日本の通関手続は時間とコストがかかるとして問題提起がなされ、「通関手続」及び「税関以外の輸入手続」（他法令手続）について、日米の専門家により検討が行なわれた。その結果、平成2年6月の日米構造問題協議最終報告において、通関手続の一層の迅速化に関し、「1991年までに輸入貨物の輸入申告から許可まで（税関での通関手続）を24時間以内に処理する」との目標などの改善措置を講じることとされた。

昨年5月の日米構造問題協議フォローアップ会合において、最終報告に盛り込まれた諸措置の進捗状況が年次報告としてまとめられた。また、本年7月同フォローアップにおいて、日本側から前記目標の達成及び改善措置の実施内容を報告した。米側は、貨物の到着から許可までの輸入手続全体の所要時間短縮を要求している。

(4) 他方、適正な通関の確保についても、適正通関を確保しつつ、簡易・迅速な通関を図るとの観点から、種々の改善措置を実施している。近年では、麻薬・覚せい剤、けん銃等のいわゆる社会悪物品等の不正輸入に対する水際取締り強化の要請が一層高まっている。また、輸出通関においても、武器・ココム関連物品等の取締りを中心とした一層の重点化、効率化を図る必要がある。

このような状況の中で、海上及び航空貨物通関情報処理システム（Sea及びAir-NACCS）及び通関情報総合判定システム（CIS）のメリットを最大限に活かし、より一層的確にハイリスク貨物の絞り込みを行い、輸出入通関における審査・検査体制の充実・強化を図ってきている。更に、検査機器の面でも、移動式線車を開発配備する等その拡充を図ってきているところである。これらの一連の施策により、豚肉に係る大口脱税事件の発見、また、改造コンテナのさんの部分に隠匿された覚せい剤110kgの発見、コンテナ貨物中に隠匿されたけん銃10丁及び実包500発の発見等かなりの成果をあげてきている。

(5) さらに関税局は、前述のような情勢を踏まえ、税関業務の見直しを行ってきたところであるが、機構面においてもこれに対応できる所要の整備が必要となってきたことから、25年ぶりに本年7月1日付で税関の機構改革を行ったものである。また、税関の機構改革に準じて関税局の機構改革も行った。新たな体制は、総務部、監視部、業務部及び調査保税部の4部に再編成し、今まで別々となっていた輸出通関業務と輸入通関業務については、効果的な業務処理、審査・検査機能の充実等の観点から同一部内（業務部）で行うこととした。これにより、品目分類、減免戻税審査事務等における業務の効率化を可能とした。

(6) 以下においては、これらの事項のいくつかについて更に詳細に解説するとともに、今後の課題についてもあわせて述べてみたい。

## 2. 輸入通関手続の現状

### (1) 輸入通関業務をとりまく環境

平成3年における輸入許可・承認件数及び輸入額は、約543万件（対前年比6.5%増）、236,737百万ドル（同0.8%増）となっており、最近5年間の平均伸び率を見ると、輸入許可・承認件数は12.0%増（航空貨物15.0%増、海上貨物8.0%増）、輸入額は13.4%増（航空貨物14.2%増、海上貨物13.1%増）で、いずれも2桁の高い伸び率となっている。

このように輸入貿易量及び税関の業務量が年々増大する状況のなかで、国内外から輸入通関の迅速化の要請がますます強まる一方、けん銃、麻薬等を中心とした社会悪物品等の不正輸入に対する税関における取締り強化の要請も一層高まってきており、このような「適正」さを確保しつつ「迅速」な通関を行うといった二律背反する要請を達成するためには、一層の重点的・効率的な行政を執行する必要があり、そのために種々の改善を図っているところである。

表3 輸入通関手続の迅速化・適正化のための改善措置

項目（実施時期）	改善内容
<p>1. 貨物到着前処理の促進</p> <p>予備審査制の導入（搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化）【SII関連】（平成3.4.20）</p> <p>税関手続と他法令手続の同時並行処理の実施【SII関連】（平成3.4.20）</p> <p>事前教示制度の改善【SII関連】</p> <p>イ．関税分類の透明性の確保（平成2.8.20）</p> <p>ロ．有効期間の延長等（平成2.9.1）</p> <p>ハ．教示内容の安定性確保等（平成3.4.1）</p>	<p>貨物の保税地域搬入前に、輸入申告書類を税関に提出することを認め、予備的にこれを審査する「搬入前予備審査制」（63.4.1実施）について、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化、予備申告時期の前倒し、検査要否の事前通知等の改善を行い、名称を「予備審査制」に改めた。</p> <p>他法令上の許可、承認等を受けていない貨物であっても予備申告を認めることとし、予備審査制の枠組みの中で税関手続と他法令手続の同時並行処理を可能とした。</p> <p>「輸入商品の分類実務」を発行し、分類基準的性格を有する分類事例の公開を行った。本年3月より、公開事例を順次追加している。</p> <p>文書による事前教示に対する回答書の有効期限を6か月から1年に延長した。各税関で受理した照会書及び回答書案はすべて分類センター室で審査し、一連番号を付し各税関に送付するとともに、回答内容について疑義がある場合には、税関に異議を申出できる制度を創設した。</p> <p>法令解釈の変更により、事前教示回答書の回答内容を変更した場合には、当該変更日から最高3か月間までは、変更前の関税分類を適用できるようにした。</p>
<p>2. 貨物引取り後処理の促進</p> <p>納期限延長制度の導入等（平成元.4.1）</p> <p>担保管理の一元化（平成2.4.1）</p> <p>共通担保制度及び追加担保の導入（平成3.10.1）</p>	<p>消費税の導入に併せ、関税に係る納期限延長制度を導入し、担保の提供を条件に輸入の時から3か月以内に限り、納期限の延長を認めることとした。また、納期限延長に伴う担保管理の迅速化のため「収納事務電算処理システム」（CCPS）を導入した。</p> <p>官署毎に提供されていた担保について、CCPSによりオンライン化されている官署については各税関毎に一元管理することとした。</p> <p>一本の担保で名税共通に使用することができる共通担保制度を導入した。また、担保残高に不足が生じた場合に、不足額に相当する担保を追加して提供できることとした。</p>
<p>3. 通関処理の電算化・選別化</p> <p>海上貨物の通関手続の電算化【SII関連】（平成3.10.1）</p> <p>通関情報総合判定システムの導入【SII関連】（平成3.10.1）</p> <p>航空貨物通関情報処理システムのグレードアップ【SII関連】（平成5年2月予定）</p>	<p>東京港、横浜・川崎港に海上貨物通関情報処理システム（Sea - NACCS）を導入した。本年10月には、神戸港、大塚・堺港及び名古屋港にも拡大した。</p> <p>税関の保有する輸入通関実績、輸入者関連情報等を電子情報として一元的かつ系統的に蓄積・管理し、税関業務の適正な管理、運営に資するためのデータベースシステムを、東京税関、横浜税関及び大阪税関伊丹空港税関支署に導入した。平成5年1月には、神戸、大阪、名古屋の各税関に拡大する予定である。</p> <p>現行の航空貨物通関情報処理システム（Air - NACCS）について、平成5年2月に機能のグレードアップ及び対象地域の拡大（羽田、名古屋空港等）等を図る予定である。</p>
<p>4. 輸入手続関連省庁との連携強化</p> <p>輸入手続関連省庁連絡会議の設置【SII関連】（平成2.9.25）</p> <p>「通し」の所要時間調査の実施【SII関連】（第1回、平成3年2月）（第2回、平成4年2月）</p>	<p>輸入手続の迅速化・適正化に向けての施策を講じていく上での各省庁間の連絡・調整を行う「輸入手続関連省庁連絡会議」を設置した。</p> <p>同連絡会議において、1991年2月、貨物の到着から輸入許可までの「通し」の所要時間調査を米国と同時に実施した。本調査を踏まえ、輸入に長時間要する原因等について輸入関係団体からヒアリングを行った（平成3年10月～11月）。当該ヒアリング結果を踏まえ、関係各省において輸入手続の改善策を検討している。なお、第2回「通し」の所要時間調査を本年2月に実施した。</p>
<p>5. その他</p> <p>少額貨物の免税制度の導入（平成元.4.1）</p> <p>航空小口急送貨物成田通関実施【SII関連】（平成3.4.1）</p> <p>総合保税地域の設置（平成4.4.1）</p>	<p>課税価格の合計が1万円以下の少額貨物については、関税及び消費税を免除する制度を導入した。</p> <p>従来、原木通関とされていたSP貨物（航空小口急送貨物）について、成田でも通関できることとした。</p> <p>輸入の促進に資する等の観点から、保税蔵置、加工、展示等の機能を総合的に活用できる総合保税地域制度を創設した。</p>

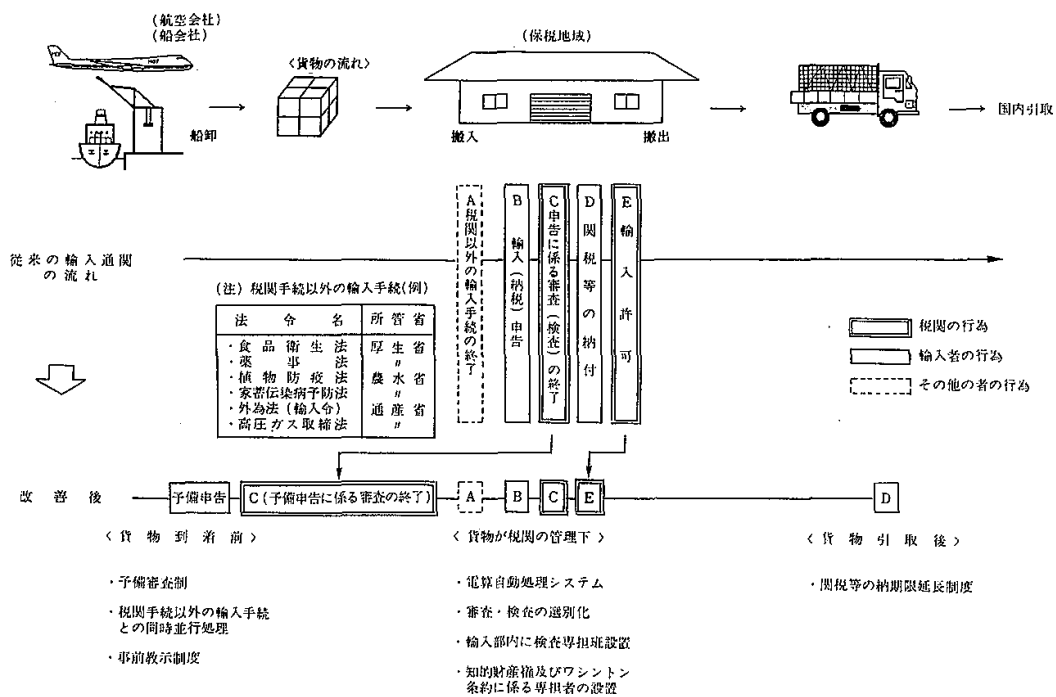
## (2) 輸入通関手続の改善の現状

輸入通関手続の簡素化・迅速化を図るため、これまでも航空貨物に係る通関手続の電算化、輸入申告に当たっての添付書類の簡素化等の種々の改善努力を重ねてきたところであるが、更に、近年は、米国との間における日米構造問題協議の結果も踏まえ、以下のような改善策を講じているところである。

### 貨物到着前処理及び貨物到着後処理の促進

貨物の到着後に通関手続を開始し、関税等の納付を待って貨物の引取りを許可するとの従来の取り扱いを改め、税関手続の執行を貨物の到着前又は貨物の引取り後にできる限り移行し、貨物が税関の管理下にある時間を短縮することを目的として、i) 貨物の到着前に税関審査を終了させる予備審査制の拡充、 ) 貨物の輸入申告前に関税分類に係る教示を行う事前教示制度の改善、 ) 納期限延長制度の導入等を図っている。

図1 輸入通関の流れ



### 通関手続の電算化の推進

通関手続の迅速化を図るため、従来の航空貨物に加え、海上貨物についても平成3年10月から東京港、横浜・川崎港に通関情報処理システムを導入しており、本年10月には同システムを神戸港、大阪・堺港、名古屋港に拡大したところである。これにより海上貨物に係る輸入申告の約8割が電算処理されることとなった。

また、航空貨物については、昭和53年より成田空港及び原木地区を対象として通関情報処理システムを導入しており、現在、同システムは成田空港、伊丹空港及び原木地区において稼働しており、航空貨物に係る輸入申告の約9割が電算処理されている。同システムは、平成5年2月に対象地域を羽田空港、名古屋空港に拡大するなどグレードアップを行う予定である。

### 選別的通関処理の促進

税関業務の電算化を推進し、処理の迅速化及び密輸等のリスクの高い貨物は重点的に審査・検査を実施することにより適正通関を確保する一方、リスクの低い貨物は審査を簡素化し迅速な引き取りを可能とする選別的通関処理を一層促進するため、 )平成3年10月、選別的通関処理を行う上で必要な情報等を管理する通関情報総合判定システムを導入、 )通関情報処理システムの審査基準をより一層適正に管理し、常にその見直しを行うことを専担する部門の設置等を図っている。

### 税関以外の輸入手続関連省庁の手続きとの連携強化

税関手続と他の輸入関連手続との同時並行処理の実施等、輸入手続関連省庁との連携強化による輸入手続全体の迅速化を図っている。

### (3) 貨物到着前処理の促進

#### 予備審査制の拡充

##### イ．予備審査制拡充の背景

輸入申告は、関税法の規定により、貨物を保税地域等に搬入した後に行うこととされていることから、従来、税関における書類審査は、貨物搬入後（輸入申告後）に行われていたが、輸入貨物の迅速な引取り及び税関事務の効率化を図る観点から、昭和 63 年 4 月に「搬入前予備審査制」（正規の輸入申告に先立って予備的に申告書類を提出することを認め、正規の輸入申告前に書類の審査を終了させておく制度）が導入された。

しかしながら、この制度には、（ ）対象貨物が制限されている、（ ）提出書類が多い等の制度上の制約が多く利用しづらい面があったため、これまでの制度を見直し、一層の迅速通関の要請に応えるため、日米構造問題協議最終報告書も踏まえ、平成 3 年 4 月より対象貨物の拡大、提出書類の簡素化等の大幅な改善措置を実施した。（これに伴い、制度の名称を「予備審査制」に変更した。）

##### ロ．予備審査制における改善措置の内容

平成 3 年 4 月に講じられた主な改善措置は次のとおりである。

###### (イ) 対象貨物の拡大

一申告で多数の品目の申告となる貨物等に限定されていた対象貨物を、特惠日別管理品目を除く全ての貨物に拡大した。

###### (ロ) 提出書類の簡素化

予備申告時の「搬入前予備審査申請書」及び輸入申告時の「輸入申告届」の提出を省略した。

###### (ハ) 予備申告時期の前倒し

輸入申告日の 4 日前から行えるとされていた予備申告を、船荷証券等の発行後でかつ外国為替相場の公示後から行えることとした。

###### (ニ) 税関検査要否の事前通知

信用度の高い輸入者のローリスク貨物については、輸入申告前であっても、検査要否を通知することとした。

#### ハ．予備審査制の効果

予備審査制を利用すれば、貨物到着前（又は税関手続以外の輸入関連法令手続の終了前）であっても、税関における書類審査が終了することから、税関検査を要しない貨物については、保税地域等への搬入後（又は税関手続以外の輸入関連法令手続の終了後）、速やかに輸入許可が得られるので、輸入貨物の国内への迅速な引取りが可能となる。

また、信用度の高い輸入者のローリスク貨物については、検査要否が事前通知されることとなるので、貨物引取りのためのトラック手配等の事前準備が可能となり、計画的な貨物引取りが可能となる。

#### ニ．予備審査制の実施状況

##### (イ) 貨物到着から輸入許可までの平均所要時間

本年 2 月に実施した、貨物が到着してから輸入許可までの「通し」の所要時間調査結果によれば、貨物到着から輸入許可までの平均所要時間は、予備審査制を利用しない場合に、海上貨物で 6.4 日、航空貨物で 2.2 日を要しているのに対し、予備審査制を利用した場合には、それぞれ 3.5 日、1.1 日と概ね半減しており、予備審査制は輸入貨物の迅速な引取りに大きく寄与しているといえよう。

##### (ロ) 利用件数

改善前に月平均 250 件程度（利用率 0.1%弱）であった本制度の利用件数は、本年 8 月には、約 17,000 件（利用率 3.8%（海上貨物 7.2%、航空貨物 1.8%））と大幅に増大しているところから、本制度は改善前に比し輸入者等にとって利用しやすいものとなったと考えられる。

##### 事前教示制度の改善

#### イ．事前教示制度の概要

「事前教示制度」とは、輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し、輸入を予定している貨物の関税率表適用上の所属区分（税番）及び関税率等について照会を行い、その回答を受けることができる制度である。

事前教示制度を利用した場合、事前の輸入予定貨物の関税率等が判明するため、原価計算が確実にできる等販売計画が立てやすくなる。また、貨物の輸入申告時に税番、関税率等が判明しているため通関の適正かつ迅速な処理

が図られ、早期に貨物を引き取ることができる等大きなメリットがある。

この事前教示の照会は、口頭又は文書のいずれの方法でも行うことができるが、より正確を期するため、できるだけ文書による照会が望ましい。

#### ロ．改善措置

文書による事前教示については、日米構造問題協議最終報告に掲げられた輸入手続の迅速化・適正化のための一方策として、平成2年9月及び同3年4月に次のような改善措置を講じた。

##### (イ) 有効期限の延長

事前教示回答書の有効期限を6か月から1年に延長した。

##### (ロ) 分類決定の統一性の確保

各税関が発する事前教示回答書は、全て東京税関（分類センター室）が一元的にチェックし、全国共通の登録番号を付したうえで交付。これにより全国共通の回答として全ての税関で尊重することとした。

##### (ハ) 異議の申出制度の創設

事前教示回答書に記載された関税率表の税番について疑義がある場合、異議の申出を行える制度を新設した。

##### (ニ) 教示内容の安定性の確保

事前教示の回答があった後、当該物品に係る関税率表の分類解釈の変更があり、その変更により輸入者が不利となる場合には、変更後3か月以内に限り当該回答書の税番を尊重することとした。

#### ハ．実施状況

平成3年の文書による事前教示回答件数は約3,300件であり、有税品の多い食品、繊維製品、履物等を中心に活用されている。

##### (4) 貨物到着後処理の促進

###### 納期限延長制度の導入

従来は、輸入貨物を保税地域から国内に引き取ろうとするときには、輸入申告を行ったうえで、輸入許可前引取制度等の場合を除き、関税等を納付し、輸入許可を得た後でなければ当該貨物を引き取ることができないこととなっていたが、平成元年4月の消費税導入に併せて、関税及び消費税に係る納期限延長制度が導入され、担保の提供を条件に輸入（貨物の引取り）を認め、関税等は、当該輸入の時から3カ月以内に事後的に納付すればよいこととなった。

この納期限延長制度には、個別延長方式（個々の輸入申告毎に担保を提供し、その輸入の時から3カ月以内で納期限を延長）と、包括延長方式（貨物を輸入しようとする月の前月末日までに担保を提供し、当該月における輸入申告に係る納税額を一括して3カ月以内で納期限を延長）がある。

平成4年3月における納期限延長制度の利用状況は、金額ベースで、関税は64%、消費税は61%となっている。

###### 担保管理の一元化、共通担保の導入

納期限延長制度が導入された当初は、同制度の定着及び導入当初の混乱を避けるため、各通関官署毎、関税及び消費税毎に担保を提供し納期限延長を行う取扱いとしていたが、納期限延長制度の定着に伴い、平成2年4月より税関の電算処理システムによりオンライン化されている官署を対象に、税関単位で担保を提供することができる担保管理の一元化を実施した。これにより、包括延長方式（一括包括延長方式）を利用する輸入者は、各税関の本関に担保を提供することにより当該税関の所轄内にある税関の電算処理システムによりオンライン化されている官署の全てにおいて、同一の担保を使用することができることとなり、包括延長方式が利用しやすくなった。なお、平成3年10月に通関情報処理システムが導入された官署にあっては、同システムにより、この取扱を行っている。

また、平成3年10月から、関税・消費税の両税に共通して使用することができる担保（共通担保）を提供することができることとともに、担保残高に不足が生じた場合に新たな担保に設定換えすることなく、不足額に相当する担保を追加して提供することができることとした（追加担保）。

##### (5) 他省庁の輸入手続との連携強化

###### 輸入手続関連省庁連絡会議の設置

輸入手続関連省庁連絡会議は、日米構造問題協議最終報告に基づき、輸入手続の迅速化・適正化に向けての施策を講じていく上での各省庁間の連絡・調整を行うことを目的として内閣外政審議室、外務省、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省及び経済企画庁の担当課長をメンバーとして平成2年9月に発足した（議長、大蔵

省)

### 輸入手続改善策の検討

輸入手続関連省庁連絡会議においては、平成3年2月に実施した貨物の到着から輸入許可までの「通し」の所要時間調査において通関業者からアンケート方式により調査した長時間を要した理由の集計結果を踏まえ、輸入者等からヒアリングを実施し、このヒアリング結果に基づき、輸入手続の改善を検討すべき事項を同連絡会議においてとりまとめ、各所管省において具体的改善策について検討を行っている。

### 税関手続とその他の輸入関連手続との同時並行処理の実施

従来は、関税法の規定により、税関以外の輸入関連手続が終了しなければ税関手続を開始することができない取扱いとしていた。しかしながら、各法令に基づく手続をステップ・バイ・ステップに行うのではなく、各法令に基づく手続を同時並行的に行う方が、輸入手続全体の処理時間を短縮し、輸入手続の一層の迅速化を図ることができるという観点から、平成3年4月より、予備審査制の枠組みの中で、税関に予備申告書を提出し、当該申告に係る税関審査の間に、関税法以外の輸入関連法令の手続を並行的に行うことができることとする同時並行処理を実施した。

### 「通し」の所要時間調査の実施

日米構造問題協議における合意に基づき、輸入手続の一層の迅速化を図るために必要な改善措置を講じていくうえでの参考とするために、貨物の到着から輸入許可までの「通し」の所要時間調査を、輸入手続関連省庁連絡会議において、平成3年2月（第1回）及び平成4年2月（第2回）に実施した。

表4 貨物の到着（入港）から税関への申告までに長時間を要している理由（第2回調査結果）

（海上貨物）

（入港～搬入）	
週末等であったため作業が進まなかった。	（34%）
貨物の蔵置場所を確保するのに時間を要した。	（13%）
CYからの引取りに時間を要した。	（11%）
（搬入～申告）	
申告書類が未入手又は不備であった。	（43%）
（内訳）	
（ ）荷主から通関業者への書類送付の遅延	〔12%〕
（ ）書類の到着遅延又は不備	〔31%〕
a) 貨物が書類より先に到着	12%
b) 仕入書が未入手又は不備	6%
c) 船積書類（B/L等）が未入手又は不備	4%
d) 分類の為の説明書等が未入手又は不備	3%
e) 保険関係書類が未入手又は不備	2%
f) 特恵原産地証明書が未入手又は不備	2%
休日が間に入った。	（27%）
荷主の都合による遅延	（13%）
（内訳）	
（ ）納期が未切迫につき通関を急ぐ必要がなかった。	〔8%〕
（ ）荷主からの指示がなかった。	〔4%〕
（ ）荷主から通関を待つように指示された。	〔1%〕
他法令の許可等の取得に時間を要した。	（9%）

（注）（ ）書きの％は、各段階毎の遅延理由の構成比を示す。

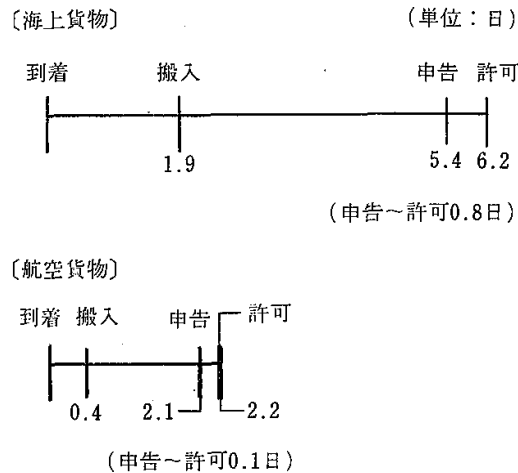
(航空貨物)

(入港～搬入)	
搬入チェック，マッチングに時間を要した。	(39%)
デバン作業に時間を要した。	(19%)
仕分作業に時間を要した。	(18%)
(搬入～申告)	
夕方又は執務時間外に搬入されたので，申告が翌日となった。	(32%)
事務の繁忙により輸入申告が遅れた。	(17%)
荷主からの指示がなかった。	(17%)

(注)( )書きの%は，各段階毎の遅延理由の構成比を示す。

第2回の調査結果は次のとおりであり，貨物が到着してから輸入が許可されるまでの平均所要時間は，海上貨物では約6日，航空貨物では約2日となっており，長時間を要している理由としては，関係書類の未入手，荷主の都合による遅延等の輸入者側の都合によるものが大きなウェイトを占めており，輸入者が保税地域を物流のストックポイントとしている実態をうかがうことができる。なお，税関手続に要する平均所要時間（輸入申告から輸入許可までの平均所要時間）は，電算化等により短縮化が図られており，海上貨物は，0.8日（約20時間），航空貨物は0.1日（約2時間）となっている。

図2 第2回「通し」の所要時間調査結果



### 3. 通関業務の電算化

#### (1) はじめに

我が国経済の国際化の進展に伴う輸出入貨物量の増加，運送形態の多様化等，税関を取り巻く環境は大きく変化している。特に，近年の輸出入申告件数の伸びは著しく，このような状況の中で円滑な物流を確保するためには，迅速・簡素な通関を実現することが求められている。一方，麻薬・銃砲等の社会悪物品の水際における取締りの強化に関する社会的な要請も大きく，適正な通関の確保も大きな課題となっている。

このような要請に応えるため，税関では空港における旅具徴税事務，外国郵便に係る課税通知書等の作成業務などのシステム化を進めてきたところである。特に，事務の中軸をなす通関事務については，その大宗が通関情報処理システムによってシステム処理されており，税関手続の迅速化，適正化，物流の円滑化に成果を挙げるとともに，国の内外からも高い評価を得ている。また，通関事務処理の重点化のためのシステムとして通関情報総合判定システムが活躍している。

#### (2) 通関情報処理システム

通関情報処理システム

通関情報処理システム（Nippon Automated Cargo Clearance System，以下「NACCS」という。）は、税関及び関連民間業者の事務所等に設置された端末機とホストコンピュータを専用回線で結び、輸出入貨物に係る諸手続等をオンラインによって処理するシステムである。

NACCSには、航空貨物を処理する「航空貨物通関情報処理システム（航空システム）」と海上貨物を処理する「海上貨物通関情報処理システム（海上システム）」の2つのシステムがある。

#### 開発の背景

NACCSは、当初成田空港に到着した輸入航空貨物が税関の管理を離れ荷主に引き渡されるまでに必要な税関手続を軸に、これに関連する航空貨物業界の一連の事務を電算機により処理するオンラインシステムとして開発された。このシステムの開発に至った背景には、国際航空貨物輸送の飛躍的な発展、増加がある。周知のとおり、戦後における航空技術の革新には目をみはるものがあり、プロペラ機から、ジェット機へ、さらにはジャンボ機へと長足の進歩を遂げていた。こうした航空機の大型化、高速化に伴い航空貨物の輸送は逐年増加の一途を辿っていた。また、航空貨物はその特性として、迅速輸送の要求が強く、貨物到着後における荷捌きや手続についても迅速な処理が要求されるため、人力依存の旧態依然の処理に頼っているのは、要員の増加、施設の拡充等その手当が限界に達することが明らかであった。こうしたことから、関係者にとって、増加し続ける貨物の伸びに対し、施設等の膨張の抑制を図りながら、迅速かつ適正な業務処理を維持していくためには、電算システムの導入が極めて有効な解決手段と考えられたわけである。

海外においても、ロンドンのヒースロー空港において、税関、航空会社、代理店等をリンクした電算システムが昭和46年にはいち早く稼働し、以降昭和51年パリのドゴール、オルリー空港のSOFIA、昭和53年のフランクフルト空港のALFA等航空貨物に係る税関事務の電算化が相次いで行われていた。

これらの諸外国の例も参考にしつつ、まず輸入航空貨物について電算システムの開発に着手したものであり、昭和53年には輸入NACCSとして稼働を開始した。

#### 開発の経緯

通関業務の電算化の検討は、昭和40年代前半から大蔵省において行われていたが、前述の状況を踏まえ、昭和46年末に輸入航空貨物の電算化について検討を行う方針を決定した。その後、関係省庁との意見調整を経て、昭和52年9月に日本電信電話公社にシステム建設を依頼するとともに、予算、法令両面の手当を進め、昭和52年5月、第80回国会において「航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律」の成立を見るに至った。

この特例法により、税関手続を電算システムで処理することの法的裏付けがなされるとともに、NACCSの運営機関として認可法人「航空貨物通関情報処理センター」の設立が定められた。これに基づき、昭和52年10月官民の共同出資により同センターが設立された。なお、この間東京税関を初め関係業界、電々公社による開発作業が進められ、昭和53年8月システム稼働の運びとなり、昭和55年11月には伊丹空港を対象地域に加えた。

輸出航空貨物の電算化については、昭和56年より検討を開始し、昭和60年1月より輸出システムが稼働し輸出入統合システムとなった。現在輸出入航空貨物の通関事務の約9割がシステム処理されている。

海上貨物の電算化については、昭和60年秋研究会が発足し検討を開始した。その後、平成3年3月には特例法の改正が行われ、海上貨物についてもシステムで処理できるようになるとともに、同年7月「航空貨物通関情報処理センター」が「通関情報処理センター」に改称された。そして、平成3年10月、東京港、横浜・川崎港において稼働を開始し、さらに平成4年10月、神戸港、大阪・堺港、名古屋港に拡大された。この拡大により海上貨物の通関事務の約8割がシステムにより処理されている。

昭和46年12月 大蔵省が輸入通関業務電算化の検討開始

51年 4月 NACCS開発推進協議会が発足

52年 5月 「航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律」が成立

52年10月 航空貨物通関情報処理センターが発足

53年 8月 航空システム稼働開始（成田・原木地区）

55年11月 航空システム伊丹地区に拡大

56年 4月 輸出航空貨物電算化研究会が発足

57年 1月 輸出システム開発推進協議会が発足

60年 1月 輸出入統合システム稼働開始

60年10月 海上貨物電算化研究会が発足

63年 9月 海上貨物通関システム開発協議会が発足

平成 3年10月 海上システム稼働開始（東京港，横浜・川崎港）

4年10月 海上システム名阪神地区に拡大（神戸港，大阪・堺港，名古屋港）

NACCS の特徴

#### イ．官民による共同利用システム

官庁と民間，しかも民間は業種の異なる企業を網羅した共同利用システムである。

#### ロ．電子情報による申告

従来書類の提出により行ってきた各種税関手続を，端末機からの入力による電子情報で行うことが出来る。また，これに対する税関の処分の通知も電子情報により行われる。

#### ハ．データの共用

各業務により入力されたデータはシステム内に蓄積され，相互利用が可能となっている。システムで業務を行う場合，既にシステムに登録されているデータがあればこれに必要なデータを付加入力すればよく，入力作業の簡素化が図られている。

#### ニ．機密の保護

官民の多くの利用者が共同で利用するシステムであるため，利用者の機密に属するデータについては厳重な秘密保護対策をとっている。

##### システムの概要

#### イ．航空貨物通関情報処理システム

航空システムは，航空会社，保税上屋，混載業者，通関業者，航空貨物代理店，銀行及び税関に設置された端末機をオンラインで結び，輸出入航空貨物に係る税関手続及びそれに関連する民間業務を処理するコンピュータシステムである。

##### (1) 対象業務

航空システムは，輸入については貨物が到着してから荷主に引き取られるまで，輸出については，輸出貨物の引受から航空機への搭載までの間必要な税関に対する種々の届出，申告等法令で定められた税関手続業務，貨物の在庫照会，税関手続の進行状況照会等官民共通の業務のほか，在庫管理，貨物の保管料の計算・請求，通関手数料の計算・請求，貨物の搬出予約等民間企業内部又は業界相互間の業務等，民間固有の業務まで幅広くシステム処理の対象としている。

##### (2) 利用者

航空会社，保税上屋，混載業者，通関業者，航空貨物代理店，銀行及び税関の7業種である。

##### (3) 対象地域

成田空港及び同空港の輸出入貨物の集散基地である東京航空貨物ターミナル並びに伊丹空港である。

##### (4) 稼働時間

年間365日稼働しており，稼働停止日はない。また，システム保守のために午前4時30分から午前6時までの1時間30分稼働を停止するほかは連続して稼働している。

##### (5) 機器構成

センター設備は大型電子計算機2システムを使用し，端末機には汎用パーソナルコンピュータを使用している。

#### ロ．海上貨物通関情報処理システム

海上システムは，税関，通関業者及び銀行に設置された端末機をオンラインで結び，輸出入貨物に係る税関手続のうち，輸出申告，輸入申告及びこれらに対する税関の許可，関税・消費税の納付など，いわゆる通関業務を処理するコンピュータシステムである。

##### (1) 対象業務

海上システムの対象業務は，輸入申告，倉入・移入申請，保税運送申告など輸入貨物に係る業務及び輸出申告，コンテナ扱い申出など輸出貨物に係る業務となっており，航空システムに比較すると船舶の入港から保税地域への貨物搬入，保税地域からの貨物搬出（輸出については逆の流れ）等の貨物管理業務をシステム化の対象としていない。

#### (ロ) 利用者

通関業者，銀行及び税関の3業種である。

#### (ハ) 対象地域

東京港，横浜・川崎港，神戸港，大阪・堺港及び名古屋港である。

#### (二) 稼働時間

平日の午前8時から午後9時及び土曜日の午前8時から午後4時まで稼働しており，日曜日，「国民の祝日に関する法律」の規定による休日及び年末年始（12月30日から1月3日）は稼働しない。

#### (ホ) 機器構成

センター設備は大型電子計算機2系統を使用し，端末機には汎用パーソナルコンピュータを使用している。

システム導入の効果

#### イ．申告書作成の簡易化

為替レートの換算，申告価格の算出，税率適用，税額計算などが自動的に行われるので，簡易に，迅速に，しかも正確に申告書が作成されることになる。

#### ロ．通関手続の迅速化

通関業者の事務所から申告でき，許可通知書も事務所に出力される。また，税関の審査に関し，審査区分の一次的な選定や検算などはシステムが行うため，それらに係る事務処理時間が短縮される。簡易審査扱いとなった申告について，即時許可の処理が行われ，また，口座振替による自動納付などができるので，税関や銀行に赴く回数が減少する。これらにより，通関手続の迅速・簡易化が図られている。

#### ハ．各種資料の有効活用

為替レート，特惠停止状況や申告の進行状況などを端末機から照会できる。

また，申告件数等の統計資料も作成され，各種資料の有効活用が図られている。

#### 航空システムの更改

現行の航空システムは，昭和60年1月から稼働を開始しており，平成5年1月には当初設定していたシステムライフ（8年）を終えることとなる。現行のシステムの処理能力は，業務量の著しい伸びにより限界に近づいており，さらに平成6年に開港が予定されている関西新空港にシステムを導入していく必要があるなど，今後も業務量の増大が見込まれる。また，現行システムのソフトウェアは，航空機の大型化，混載貨物の増加，地方空港における航空貨物業務の著しい増大など航空貨物業務の変化に充分に対応し得ていない。このため，平成5年2月に対象地域の拡大を含めた大規模なシステムの更改を行うこととしている。

更改の概要は次のとおりである。

#### イ．システム機器の変更

航空貨物業務の著しい増大に対応するため，システムの中央処理装置等のハードウェアを交換するとともに，今後の急激な業務増加にも対応できるよう，増設等による能力向上の可能な機器を設置する。

#### ロ．ソフトウェアの柔軟性の確保

航空貨物業務を取り巻く環境の変化に対し，その都度的確に対応できるよう，柔軟性を持ったソフトウェアとなるよう配慮する。

#### ハ．システム対象地域の拡大

現行NACCSは，成田，伊丹の2空港，成田，原木，伊丹の3官署をシステムの対象地域としてソフトウェアが作成されており，他の官署，空港へのシステム拡大が困難となっているが，次期システムにおいては，必要に応じ柔軟にシステム対象地域の拡大が行えるようにする。

#### ニ．インターフェースの拡大

企業内システムの発展に対応し，民間側の二重入力を回避するため，ダイレクトインターフェース機能を輸入業務にも拡大し，輸入業務についても電子データによるデータ交換を行えるようにする。

#### ホ．業務処理機能の向上

予備審査制のシステム化など新規業務を付加するとともに，個々の業務処理機能の向上を図ることとする。

#### (3) 通関情報総合判定システム（CIS）

システム開発の背景

近年、貿易量の増大に伴って輸入申告件数は著しく増加し、年間件数は500万件を超えている。これら申告等を迅速かつ適正に処理していくためには、適正な申告が行われていない可能性が高いと思われる貨物等について重点的に審査・検査を行う一方、その可能性が低いと思われる貨物等については、審査等を極力省くといった振り分けを行い、事務処理の重点化・効率化を図る必要があった。

このような振り分けについては、従来から通関の現場で仕出国、品名、輸入者等に基づき職員の経験やカンにより行われてきたところであるが、過去の輸入実績等のデータを一元的・系統的に分析したものではなかった。

膨大な量の輸入申告データを蓄積・整理し分析する必要があったが、そのためにはコンピュータを利用したシステムの開発が不可欠であった。

また、米国等講外国のシステムを調査・研究した結果、諸外国においては、輸出入通関システムの「頭脳」にあたる部分として、このような処理を行うシステムを別個に置き、これにより適正通関を確保していることが判明した。

以上のような経緯から、平成3年10月、海上貨物の電算化により輸入貨物の大宗が電子情報化されることを契機に、コンピュータを利用したデータベースシステムとして、通関情報総合判定システム（Customs Intelligent Database System = CIS）が導入された。

システムの概要

CISは、税関の保有する輸入申告情報、審査・検査情報等を一元的かつ系統的に蓄積・管理したデータベースシステムである。端末機から入力した種々の情報が、オンラインで接続された大型コンピュータに蓄積・整理され、それらの情報を色々な形に加工し、各端末機から出力（照会）することができる。

イ．システムの活用方法

システムの活用方法は、過去の検査実績や輸入申告状況等を照会することによって、通関部門における審査にあたって、申告の適否を的確に把握することなどがあげられる。

ロ．システムの効果

システムの導入によって、税関各部門において必要な情報を広範かつ迅速に利用することが可能となるため、業務処理の重点化などが図られることが期待される。

ハ．主要設備

センター設備は大型電子計算機1系統を使用し、端末機には汎用パーソナルコンピュータを使用している。

ニ．対象地域

東京、横浜税関及び大阪税関伊丹空港税関支署に端末機が設置されており、平成5年1月には、神戸、大阪及び名古屋の各税関にシステムを拡大する予定である。

図3 電算化対象業務（輸出）

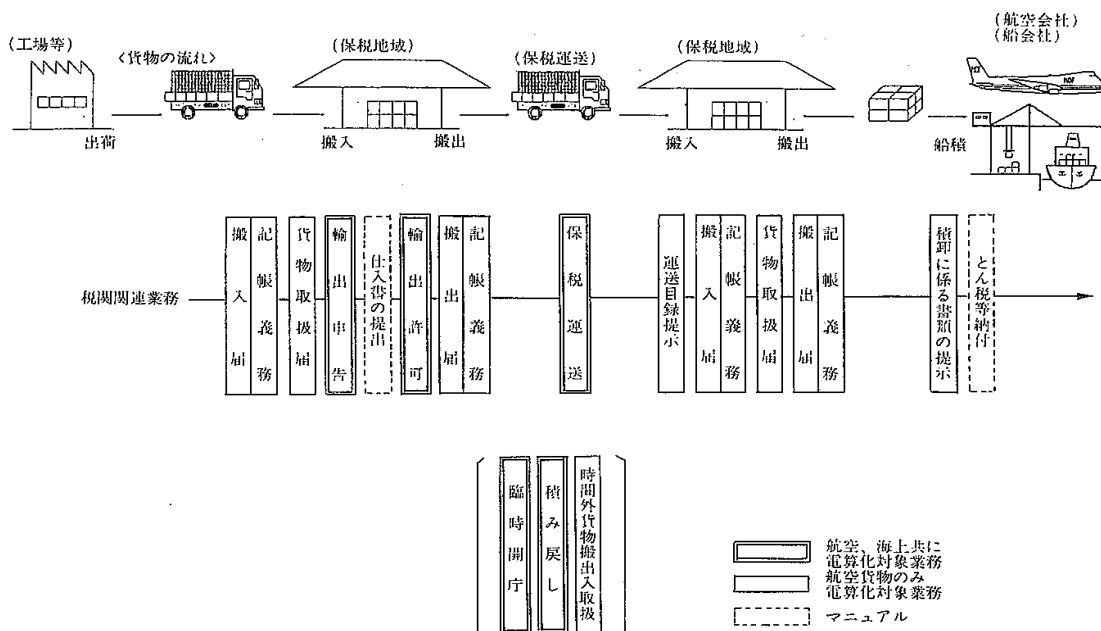
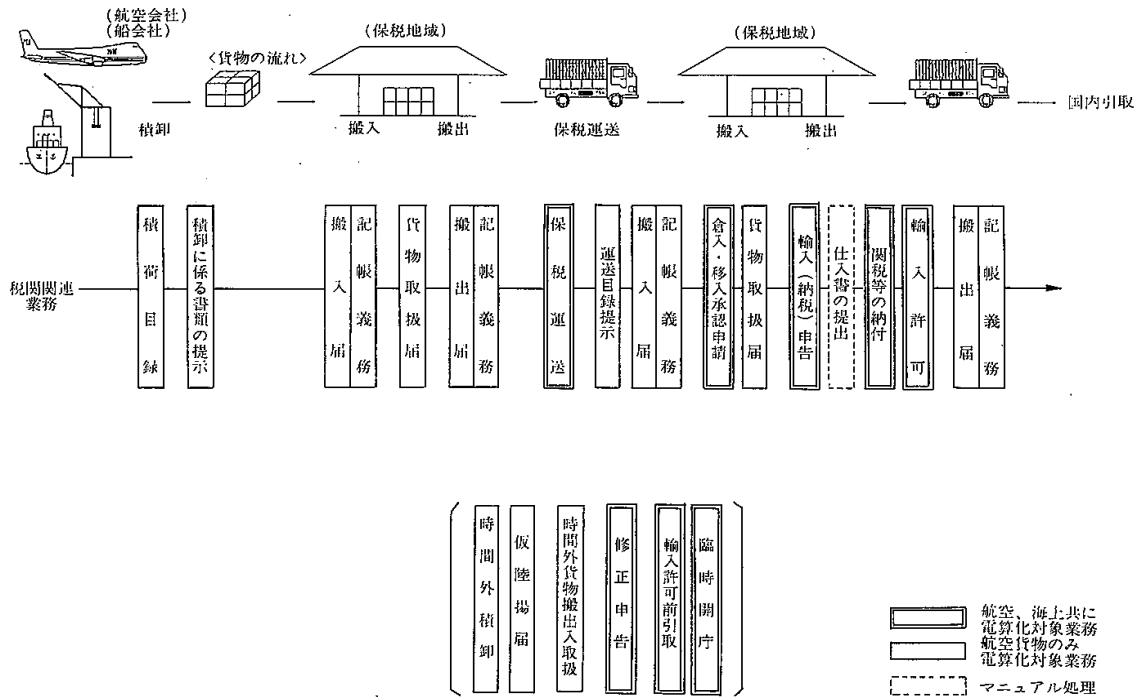


図4 電算化対象業務（輸入）



4. 今後の課題

通関手続に対する簡易・迅速な通関の確保と適正通関の確保という二つの相反する社会的要請を達成するためには、一層の重点的、効率的な通関を行う必要があり、これまで、通関情報処理システムの導入及び同システムの対象地域の拡大による航空貨物及び海上貨物の通関手続の電算化を推進してきたところであり、また、危険度の高い貨物（ハイリスク貨物）と危険度の低い貨物（ローリスク貨物）の選別を支援するための通関情報総合判定システムを導入する等により一層の選別的通関処理の促進に努めており、更に、通関手続についても予備審査制の導入等の種々改善を図ってきたところである。

今後とも、より一層重点的かつ効率的な通関を実施していくためには、これら電算化のメリットを最大限に活用し、より一層的確にハイリスク貨物を絞り込み、けん銃、麻薬等の社会悪物品を中心とした不正輸入の水際取締りをパワーアップする一方、ローリスク貨物にあっては、できる限り簡易な審査にとどめ、貨物の国内引き取りの迅速化を推進するといった選別的通関処理の一層の促進を図っていく必要がある。

また、ハイリスク貨物に対する検査体制についても検査専担班の設置、検査技法の改善、開発を行う等の方策を講じ、検査体制の充実・強化に努めてきたところであるが、今後とも検査体制の一層のパワーアップを図っていく必要がある。

（関税局業務課、総務課事務管理室）

第4．事後調査事務の現状と課題及び貨物管理の適正化

1. 事後調査事務の現状と課題

輸入された貨物に課される関税について、申告納税制度が導入（昭和41年10月1日施行の関税法等の改正）されたことに伴い、昭和43年1月から輸入者等に対して、輸入が許可された後に納税申告事項の適否を確認するため調査を実施している。

調査の目的

事後調査は、輸入された貨物に係る納税申告が、関税法等関税に関する法令の規定に基づき正しく申告されているか否かを確認し、不適正な申告についてはこれを是正することにより、申告納税の適正化を図ることを目的とし

ている。

関税の申告納税制度は、適正かつ公平な課税の実現を申告納税義務者の自主申告に委ねることを本旨とするものである。しかしながら、必ずしも期待どおりの自主申告がなされているとは限らないので、申告の内容を厳正にチェックする必要があるが、輸入通関の段階においては、迅速通関の要請もあって、十分な審査は必ずしも行い難い状況にある。従って、輸入許可後において、課税の公平と適正を図ることを目的として、事後調査を実施している。

#### 調査の権限

輸入者等に対する調査は、関税法第 105 条第 1 項第 6 号に規定する質問検査権に基づくものである。

同号において、税関職員は、輸入された貨物について、輸入者その他の関係者に質問し、又は輸入貨物若しくは輸入貨物に係る帳簿書類の検査をすることができる旨規定されている。なお、この質問検査権は、犯則調査の為に認められたものではない。

#### 調査の概要

事後調査は、申告価格の適否の確認に重点を置いて実施しているほか、輸入者に対する申告指導をも併せて行っている。

調査においては、輸入者の事業所に臨場し、輸入貨物についての契約書、仕入書その他の貿易関係帳票及び会計帳票等について調査を行うことにより、申告価格の適否を確認している。また、特惠税率適用の可否、品目分類の不統一に係る調査も行っている。

更に、輸入者に対する調査のほか、輸入の委託者その他の関係者に対しても同様の調査を行うことにより納税申告の適否の確認に万全を期すこととしている。

調査の結果、納税申告に誤りがあることが判明した場合には、関税法第 7 条の 4 の規定により、課税標準および税額を更正する等により適正な課税の実現を図っている。

#### 今後の課題

輸入申告件数が伸長し、業務量が増大する中、より迅速かつ適正な輸入通関を実現するためには、今後、事後調査の役割が益々重要となる。このため、今後更に充実した事後調査を実施できるように、以下の施策を検討しているところである。

#### イ．通関情報総合判定システムの活用

事後調査の対象輸入者の選定にあたって、支援情報の収集・分析等を行うためには、通関情報総合判定システムを活用して、通関実績及び物流形態等のデータが有効活用できるシステムの構築を図る必要がある。

#### ロ．悪質事案等に対する処理方針

従来より、立入調査において発見された不適正な申告事案の中で、悪質と思われる事案及び重大な過失が認められる事案等については、審理部門（犯則調査担当部門）に引き継ぎを行っているが、今後は、従来以上に一罰百戒の視点に立ち、審理部門との連携をより一層緊密に図りながら処理していく必要がある。

## 2. 貨物管理の適正化

保税地域をめぐる物流の変化（貿易量の増大、物流の迅速化・合理化・多様化等）、社会悪物品の流入防止等税関のチェック機能の重要性の増大、昨年 10 月の海上貨物通関情報処理システム及び通関情報総合判定システムの稼働による輸入通関における審査・検査体制の充実・強化等を背景として、貨物管理のあり方について検討を行った結果、今後の保税部門の果たすべき役割については、貨物の即物的チェックを中心とした取締りには限界があることに鑑み、人に着目した行政への転換を図り自主管理を前提として、倉主による保税地域における貨物管理の充実・強化及び輸入申告時には把握できない情報の収集・活用の充実・強化に努めることとされ、本年 6 月、通達の整備等所要の措置を講じたところである。

貨物管理の骨子は以下のとおり。

#### (1) 倉主による保税地域における貨物管理の充実・強化

自主管理制度は、指定保税地域にあっては貨物を管理する者、その他の保税地域にあっては倉主による貨物管理が適正に行われることが前提になっている制度である。

倉主による保税地域における適正な貨物管理を推進していくためには、倉主の貨物管理体制の整備状況や日常の

業務遂行状況等についての確に把握し，不十分な点については是正する等の適切な指導を行う必要がある。このためには，自主管理の前提となる貨物管理に関する社内管理規定（コンプライアンス・プログラム）の整備及びその適切な実施について指導を実施していく。

(2) 輸入申告時に把握できない情報の収集の充実・強化

倉主，通関業者，従業員等の協力の下に輸入申告時に把握できない不審情報を中心に情報の収集・活用に努め，必要に応じ関係部門へ通報し，もって保税地域における取締り・検査の効率化及び通関手続きの迅速化，適正化等に資する。

（関税局調査保税課）